

事例 31

発 生 日	平成 24 年 7 月 9 日
発生場所	広島県 広島市中区
種 類	不審な電話
事件の概要	社会保険庁のナガタニと名乗る者から被保険者宅へ電話があった。「4万円ほど還付があり、期限が今日の14時30分までなので口座番号等を教えてほしい。」と言われた（何のお金かまでは覚えてない様子だった）。被保険者は「オレオレ詐欺ではないか。」と聞いたが違うと言われたので、金融機関名、支店名、口座番号を伝えた。また、カードを持っていないかと問われたが、持っていないと答えた。翌日に支給すると言われたが、支給されてなかったため、被保険者が不審に思い広域連合に電話をしたことで事件が発覚した。 電話のあった際に被保険者は相手の電話番号を聞き、かけなおしてみたらつながらなかったとのこと。なお、平成24年6月25日に広島県後期高齢者医療広域連合から高額療養費の勧奨通知が出ており、その封筒に書かれている番号を見て電話してきた様子だった。広域連合では、不審と思われる電話には注意してほしいと被保険者に伝えた。
○ <u>ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。</u> また、還付金等のお支払いに際して、<u>口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。</u> ○ このような電話があった場合、すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。	

事例 30

発 生 日	平成 24 年 7 月 3 日～
発生場所	広島県 東広島市など，広島県全域
種 類	不審な電話
事件の概要	平成 24 年 7 月 4 日午前 11 時頃，東広島市の被保険者宅へ「社会保険事務所のノ口」を名乗る男性から医療費の払い戻しの電話があった。 男性は「医療費の払い戻しができるお金がある。先日送付した申請書が届いているはずなので，本日の午後までに提出してほしい」と被保険者に伝えた。 被保険者宅に申請書が届いておらず，また医療費の払い戻しが受けられるものに心当たりもなかったため不審に思い，広域連合へ連絡をしたため事件が発覚した。 なお，広域連合で調べたところ，後期高齢者医療からの還付金はなかったため，不審と思われる電話には注意してほしいと被保険者に伝えた。 ※社会保険事務所を名乗る同様の事案が 7 月 3 日から広島県内で相次いで発生していることが確認されています。
○ <u>ATM を操作して後期高齢者医療制度の還付金等を受け取る手続きはありません。</u> また，還付金等のお支払いに際して，<u>口座番号や暗証番号等を電話でお聞きすることはありません。</u> ○ このような電話があった場合，すぐに警察及びお住まいの市町の後期高齢者医療担当課までご連絡ください。	